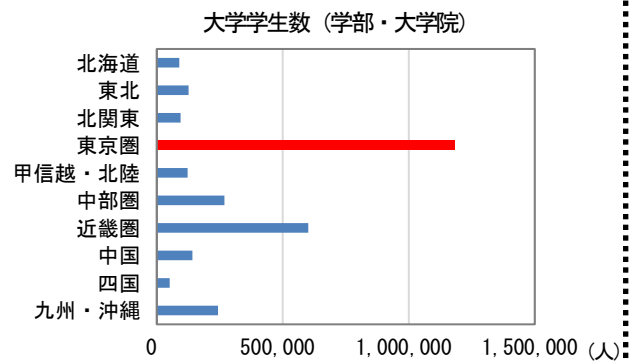


「企業等の東京一極集中に関する懇談会」のとりまとめを公表します

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や諸外国との比較等も踏まえつつ、企業活動や働き方等をはじめ多角的な観点から、東京一極集中の要因と是正に向けた取組の方向性について検討を行い、結果をとりまとめましたので公表します。

【とりまとめのポイント】**○東京一極集中の要因等**

- ・大学や企業の本社等の東京への集中
- ・東京の魅力や地元の不便さ・閉塞感
(特に女性の方が感じる人が多い傾向)
- ・人や諸機能・施設が過度に東京に集中しているリスクへの認識の低さ 等

**○一極集中緩和の可能性**

- ・テレワークの進展による「職場と仕事の分離」に向けた動き
(テレワークを前提とした居住地を問わない採用や単身赴任の廃止等の人事制度の見直し)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による若年層を中心とした地方移住への関心のさらなる高まり
- ・東京都の中間層の世帯は、他地域に比べ経済的に見ても豊かであるとは言えない実態
(都道府県別で、可処分所得と食・住などの基礎支出の差額では42位、費用換算した通勤時間も考慮すると47位)

○取組の方向性

- ・東京都心の仕事を地方や東京郊外で行うテレワークの普及
 - ・修学・就職等に伴う若者の東京圏への集中の是正
 - ・地方で学び・働くことができる環境の整備
 - ・働き方・暮らし方における都市と地方のベストミックスの実現
 - ・ライフステージに応じた地方居住も選択可能となるような環境整備
- (我が国の成長を牽引すべき東京の国際競争力の維持・向上とのバランス等にも留意)

国土省 HP: 企業等の東京一極集中に関する懇談会(※とりまとめ、懇談会の開催状況、資料等を掲載)

(URL) https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000107.html

【問合せ先】 国土政策局総合計画課 的場、渡邊、石川
電話：03-5253-8111 (内線 29342、29312)、03-5253-8357 (直通)
FAX：03-5253-1570

(別紙)

企業等の東京一極集中に関する懇談会

委員名簿

(◎：座長)

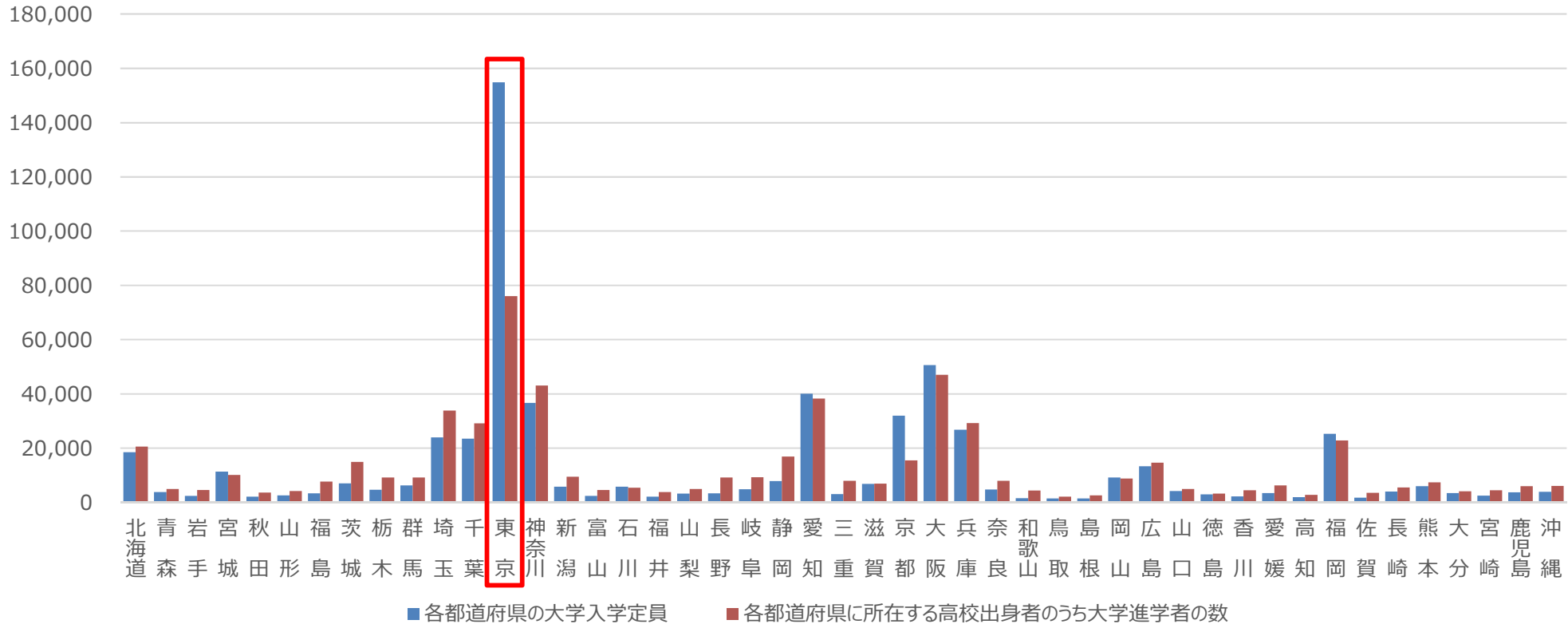
秋池	玲子	ポストンコンサルティンググループ マネージングディレクター&シニアパートナー
大久保	敏弘	慶應義塾大学経済学部 教授
片山	健介	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 環境科学領域 准教授
小池	司朗	国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部長
高見	具広	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員
中村	天江	リクルートワークス研究所 主任研究員
◎増田	寛也	東京大学公共政策大学院 客員教授
丸谷	浩明	東北大学災害科学国際研究所 教授
村山	顕人	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授

(五十音順、敬称略)

都道府県別の大学入学定員と県内高校大学進学者数の比較

● 東京都の大学入学定員が突出して高く、大学に進学した東京都の高校出身者数より約8万人多い。

都道府県別の大学入学定員と県内高校大学進学者数



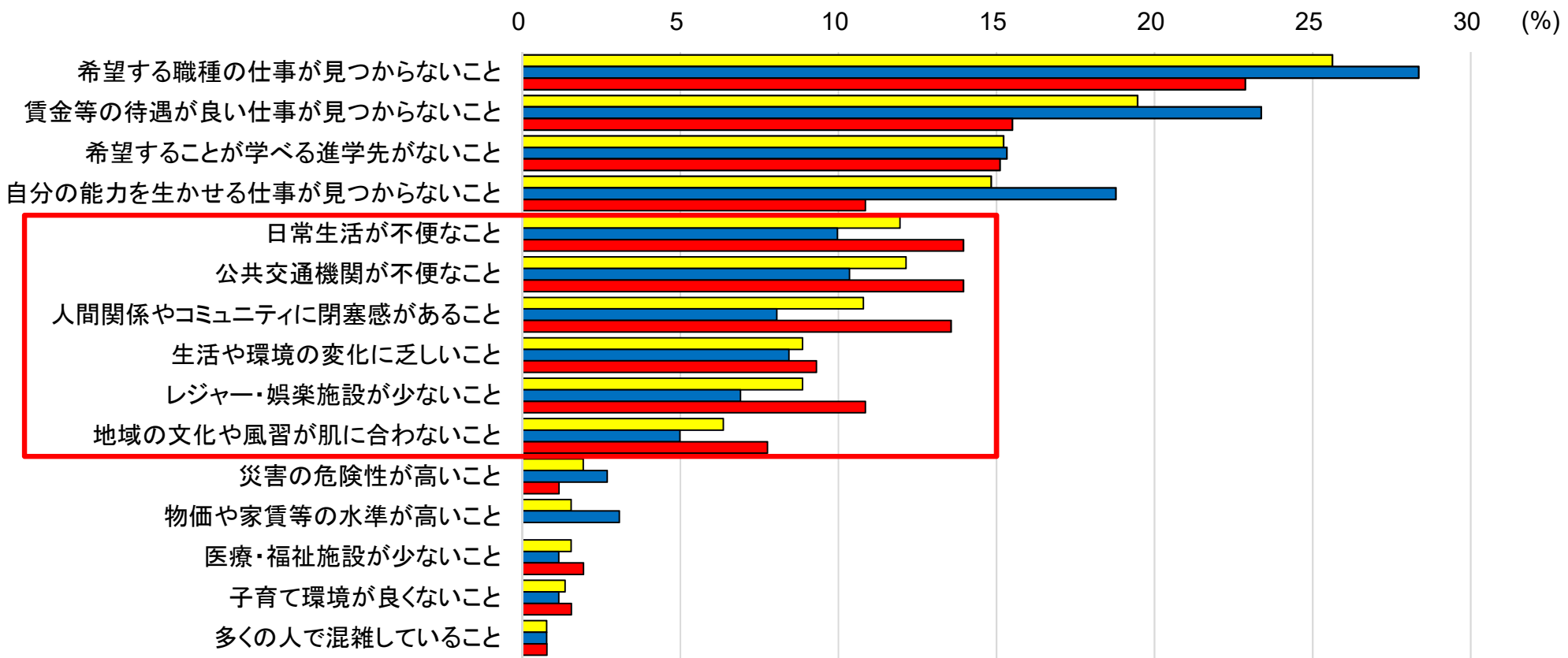
出典: 大学入学定員数(2016年)は文部科学省調べ「地方における若者の修学・就業の促進に向けてー地方創生に資する大学改革ー(最終報告)」参考資料より
 大学進学者数(2016年)は文部科学省「学校基本統計」より国土政策局作成

東京圏流入者が移住することを選択した背景となった地元の事情

● 東京圏への流入者の移住の背景となった地元の事情としては、「仕事」や「進学先」関係の割合が高いが、女性を中心に「利便性」や「娯楽」、「閉塞感」等と回答する人も一定数存在。

Q あなたが地元に残らずに移住することを選択した背景となった事情として、あなたの地元にあてはまるものを全てお選びください。

※母集団：東京圏外出身の東京圏在住者



※「その他」の回答を除く。
 ※出身地：15歳になるまでの間で最も長く過ごした地域。
 (全体 n=519) (男性 n=261) (女性 n=258)

出典：国土政策局「企業等の東京一極集中に係る基本調査(市民向け国際アンケート)」(2020.11速報)

都道府県別の経済的豊かさ(可処分所得と基礎支出)

- 東京都の可処分所得は全世帯平均では全国3位だが、中央世帯(※₂)の平均は12位。
 - 一方で中央世帯の基礎支出(※₃に示す食・住関連の支出を言う。)は最も高いため、可処分所得と基礎支出との差額は42位。
 - 更に費用換算した都道府県別の通勤時間(※₄)を差し引くと、東京都が最下位。
- ⇒ 東京都の中間層の世帯は、他地域に比べ経済的に豊かであるとは言えない。

※₁世帯はすべて2人以上の勤労者世帯(単身又は経営者等は含まない)。

※₂中央世帯とは、各都道府県ごとに可処分所得の上位40%~60%の世帯を言う。

※₃基礎支出=「食料費」+「(特掲)家賃+持ち家の帰属家賃」+「光熱水道費」。なお、「持ち家の帰属家賃」は全国消費実態調査で推計しているもの。

※₄「平成30年住宅土地統計の通勤時間」、「令和元年毎月勤労統計地方調査における一ヶ月当たり出勤日数」及び「令和元年賃金構造基本統計における一時間当たり所定内給与」を用いて国土交通省国土政策局で作成。(所定内給与は居住都道府県における数値を適用)

可処分所得 (全世帯)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	富山県	福井県	東京都	茨城県	香川県	神奈川県	山形県	愛知県	岐阜県	栃木県	埼玉県	長野県	島根県	山梨県	千葉県	静岡県	滋賀県	徳島県	新潟県	三重県	福島県	石川県	奈良県	秋田県	広島県	兵庫県	鳥取県	京都府	岡山県	宮城県	岩手県	群馬県	福岡県	佐賀県	山口県	高知県	北海道	大阪府	熊本県	愛媛県	長崎県	和歌山県	鹿児島県	宮崎県	青森県	大分県	沖縄県

可処分所得 (中央世帯)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	富山県	三重県	山形県	茨城県	福井県	愛知県	神奈川県	埼玉県	京都府	新潟県	岐阜県	東京都	長野県	徳島県	山梨県	滋賀県	千葉県	奈良県	岡山県	鳥取県	静岡県	栃木県	秋田県	福島県	広島県	島根県	香川県	兵庫県	山口県	岩手県	石川県	宮城県	群馬県	熊本県	佐賀県	福岡県	大阪府	北海道	愛媛県	和歌山県	高知県	鹿児島県	宮崎県	長崎県	青森県	大分県	沖縄県

基礎支出 (中央世帯)	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	大分県	宮崎県	沖縄県	佐賀県	鹿児島県	長崎県	高知県	熊本県	徳島県	青森県	岡山県	和歌山県	福岡県	岩手県	北海道	福島県	鳥取県	愛媛県	香川県	宮城県	山梨県	石川県	茨城県	岐阜県	島根県	秋田県	山口県	奈良県	三重県	群馬県	長野県	新潟県	滋賀県	福井県	山形県	広島県	栃木県	愛知県	静岡県	富山県	兵庫県	大阪府	京都府	千葉県	埼玉県	神奈川県	東京都

差額順位 (中央世帯)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47			
	三重県	富山県	山形県	茨城県	福井県	徳島県	愛知県	岐阜県	岡山県	新潟県	山梨県	鳥取県	長野県	福島県	奈良県	滋賀県	香川県	京都府	秋田県	佐賀県	岩手県	島根県	埼玉県	東京都	山梨県	静岡県	奈良県	栃木県	広島県	宮城県	鹿児島県	高知県	北海道	愛媛県	群馬県	千葉県	福井県	兵庫県	大分県	青森県	宮崎県	和歌山県	長崎県	愛媛県	兵庫県	富山県	静岡県	愛知県	大阪府	東京都

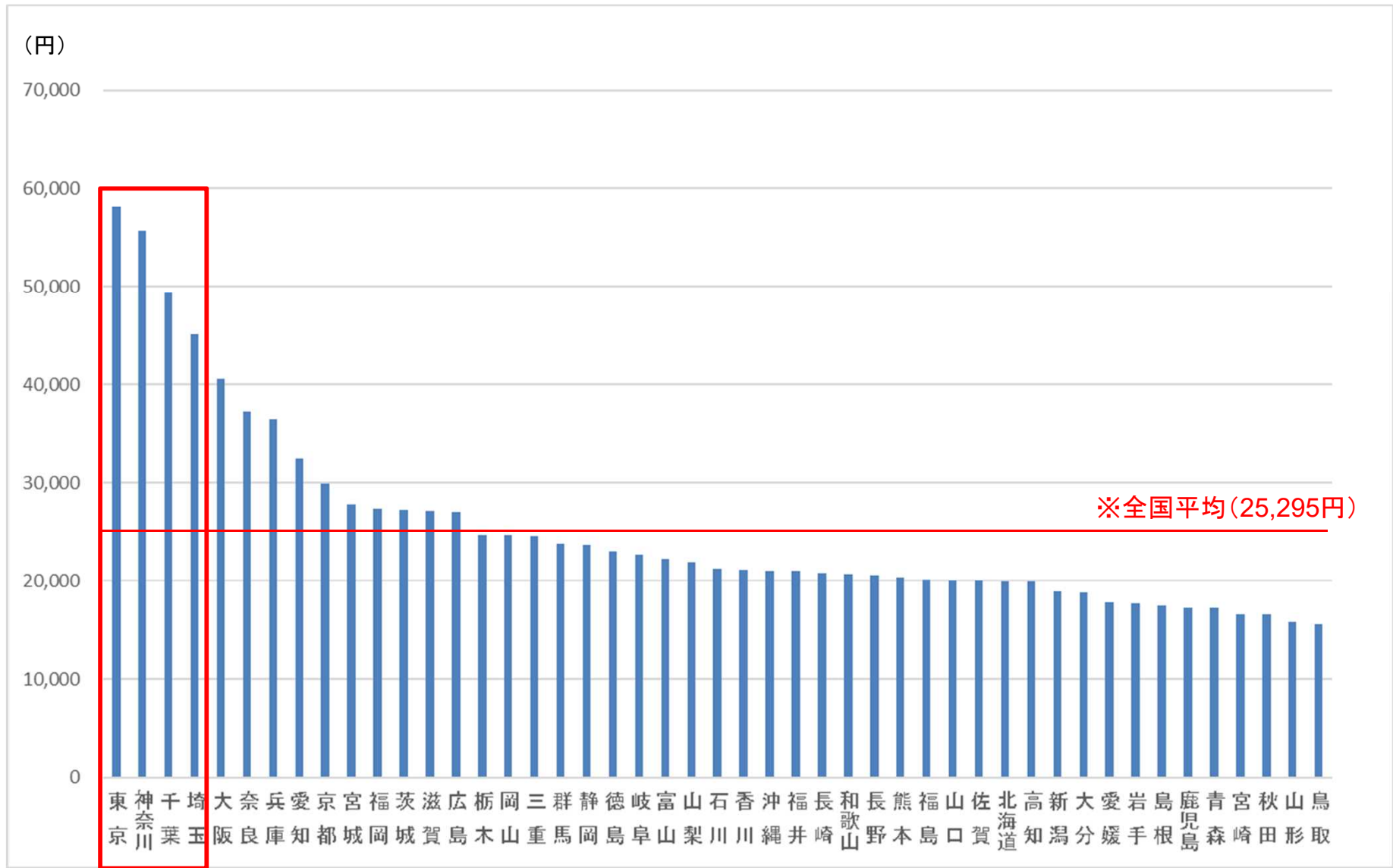
(参考)上記差額から更に費用換算した通勤時間(C)を差し引く

差額順位 (A B C)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
	三重県	富山県	山形県	茨城県	福井県	徳島県	新潟県	鳥取県	岐阜県	岡山県	山梨県	長野県	福島県	愛知県	秋田県	岩手県	島根県	佐賀県	香川県	滋賀県	熊本県	山口県	京都府	石川県	静岡県	奈良県	栃木県	広島県	宮城県	鹿児島県	高知県	北海道	宮崎県	福井県	群馬県	愛媛県	和歌山県	埼玉県	兵庫県	大分県	長崎県	青森県	神奈川県	千葉県	大阪府	沖縄県	東京都

※中央世帯の数値については、統計法に基づいて、独立行政法人統計センターから「全国消費実態調査(H26)」(総務省)の調査票情報の提供を受け、国土交通省国土政策局が独自に作成・加工した統計であり、総務省が作成・公表している統計等とは異なります。

都道府県別の通勤時間の費用換算(月単位)

● 通勤時間を各都道府県の所定内給与で費用換算したところ、首都圏が上位を独占している状況にある。



注:「平成30年住宅土地統計の通勤時間」、「令和元年毎月勤労統計地方調査における一ヶ月当たり出勤日数」及び「令和元年賃金構造基本統計における一時間当たり所定内給与」の積。(所定内給与は居住都道府県における数値を適用)